

2025年度 大学間相互単位互換に関する協定による履修の手続き案内

福島大学教務課

1. はじめに

単位互換とは、本学の学生が、本学に在学したまま他大学の特別聴講学生（授業料等は不要）となつて、他大学で開講される一部の授業科目（以下「単位互換科目」）を履修し、修得した単位を要卒単位の一部として計上することができる制度のことです。

本案内は、この単位互換協定による授業科目の履修についての方法・手続を解説したものです。よく読んで、この制度を有効に利用してください。

単位互換に関する協定により、福島大学の学生が授業を履修できるのは、以下の大学・短期大学・高等専門学校です。

大学・短期大学名		住 所	協定名
学 校 名	学部等名		
会津大学※①	コンピュータ理工学部	会津若松市一箕町鶴賀字上居合90	アガミア・コンソーシアム ふくしま加盟大学等間単位互換に関する協定
医療創生大学※③ (旧：いわき明星大学)	薬学部、看護学部、健康医療科学部、心理学部	いわき市中央台飯野5-5-1	
郡山女子大学※③	家政学部	郡山市開成3-25-2	
日本大学工学部※③	工学部	郡山市田村町徳定中河原1	
東日本国際大学※③	経済経営学部、健康福祉学部	いわき市平鎌田字寿金沢37	
福島学院大学※③	福祉学部、マネジメント学部	福島市宮代乳児池1-1	
福島県立医科大学※③	医学部、看護学部	福島市光が丘1	
会津大学短期大学部※②	産業情報学科、食物栄養学科、幼児教育福祉学科	会津若松市一箕町大字八幡字門田1-1	
いわき短期大学※③	幼児教育科	いわき市平鎌田字寿金沢37	
郡山女子大学短期大学部※③	健康栄養学科、幼児教育学科、地域創生学科	郡山市開成3-25-2	
桜の聖母短期大学※③	キャリア教養学科、生活科学科	福島市花園町3-6	
福島工業高等専門学校※③	産業技術システム工学専攻 ビジネスコミュニケーション学専攻	いわき市平上荒川字長尾30	
放送大学※②④	教養学部	郡山市桑野1-22-21	
宇都宮大学※②	国際学部、教育学部、農学部	栃木県宇都宮市峰町350	福島大学・茨城大学・宇都宮大学間の単位互換に関する協定
	工学部、地域デザイン科学部	栃木県宇都宮市陽東7-1-2	
茨城大学※②	人文社会学部、教育学部、理学部	茨城県水戸市文京2-1-1	
	工学部	茨城県日立市中成沢町4-12-1	
	農学部	茨城県稲敷郡阿見町中央3-21-1	

※①：単位互換科目が大学のホームページに掲載されていますので、そちらで確認してください。

※②：大学のホームページにシラバス等として掲載されていますが、詳細は希望する大学へ問い合わせてください。

※③：単位互換科目が決まっています。詳細は教務課教務企画係へご確認ください。学部・学科によっては単位互換科目として開放していないケースもありますので、ご了承ください。

※④：現代教養コース、及び行政政策学類夜間主での指定科目の履修を除き、放送大学で開講される授業科目を履修する場合は、入学料及び授業料の負担が必要になります。

2. 履修の手続等

(1) 2025年度日程・出願期間

2025年3月17日(月)……………前期・通年単位互換科目の「履修願」受付〳切※
8月22日(金)……………後期単位互換科目の「履修願」受付〳切
派遣先大学のオリエンテーション日程・授業開始日・試験期間等の行事スケジュールは、各大学のホームページを参照してください。
受付〳切後、「履修願」に記入した内容の変更はできません。
各大学への派遣学生は、学内での選考及び相手大学と協議を経て、後日連絡します。

(2) 単位互換科目及び2025年度開講予定及びシラバス

他大学・短期大学・高等専門学校が開放する単位互換科目は、ホームページに掲載されています。

(3) 履修できる授業科目数

履修申込みに当たり、科目数の制限はありませんが、受入れ側大学の都合により受講制限が課される場合があります。福島大学から相手大学に申込んだ際に、受講制限が出された場合には申込者にお伝えします。

(また、他大学及び大学以外の教育施設等における修得単位は60単位を上限として本学における授業科目の履修により修得したものとみなします。)

(4) 特別聴講学生

履修を認められた学生は、相手大学の特別聴講学生となります。特別聴講学生となった学生は、相手大学の諸施設を許可された範囲内で利用することができます。なお、特別聴講学生の期間は当該授業科目の開講期間(1年以内)です。

(5) 検定料、入学料、授業料等について

この単位互換制度に係る検定料、入学料、授業料は徴収しません。(放送大学を除く)

(6) 特別聴講学生に対する単位の授与

相手大学の定める採点方法によります。

(7) 正規試験

実施方法は、相手大学の定める方法により行うので、詳細は各大学の学習案内等で確認するか、各大学の教務担当窓口で確認してください。(福島大学に届いた他大学学習案内等については、教務課で閲覧可能です。)

なお、相手大学の単位互換科目の試験と本学の正規試験の日程が重複した場合は、相手大学の試験日程が優先されますので、相手大学の試験を受験してください。福島大学の正規試験については、追試等の措置により他の日程に受験できるようにしますので、申し出てください。福島大学の正規試験の受験を理由に、相手大学で単位互換科目を追試験で受験することはできません。

(8) 単位認定

特別聴講学生が履修した単位互換科目の成績通知は、本学において行います。合格の際の評語は「N」となります。修得した単位は要卒単位(自由選択科目)に計上することができます。

(9) 休講及び補講について

休講や補講等の授業日程に関する情報は、学習案内等で確認するか、相手大学の教務担当窓口で確認してください。

(10) 車両による通学

車両による通学は相手大学によっては、届け出のうえ許可証の交付を受ける必要があります。詳細は、相手大学に確認してください。

なお、桜の聖母短期大学は、車での入校はできません。

(11) 注意

- 履修を認められた単位互換科目も、本学で受講する科目と同様に履修登録が必要ですが、単位互換科目については、教務課で履修登録を行います。履修登録はWeb上 (LiveCampus) から確認することが出来ます。履修登録期間最終日までに単位互換科目が登録されていることを確認してください。
- 隣接した時間間で本学授業科目と他大学の単位互換科目を連続して受講する等、無理な履修計画を立てることは避けてください。例えば、本学開講の1時限 (8:40～10:10) 受講後、福島学院大学の2時限 (10:30～12:00) を単位互換科目として受講するのは移動時間を考えると不可能なので組まないこと。
- 特に遠距離の他大学の単位互換科目を受講する際、移動時間を考慮して本学の授業科目と両方受講することができないと判断される場合には、受講を許可しませんので注意してください。
- 特別聴講学生派遣者は各学類教員会議でも確認されます。一度決定したら、学期半ばでの履修放棄や、正規試験を欠席することの無いよう、十分注意してください。
- アカデミア・コンソーシアムふくしま加盟大学等間単位互換に関する協定による履修は2年次から、福島大学・茨城大学・宇都宮大学間の単位互換に関する協定による履修は1年次後期からとなります。

(12) 関係規程

各学類の学修案内及び学生便覧を参照してください。

(13) その他

不明な点は、教務課教務企画係までご相談ください。